

## 「宮崎県犯罪被害者等支援基本計画」（素案）に対する意見募集の結果

「宮崎県犯罪被害者等支援基本計画」（素案）について、令和3年12月13日（月）から令和4年1月12日（水）までの間、県のホームページなどを通じて、県民の皆様から御意見を募集しました。

その結果、1名の方から13件の御意見をいただきました。貴重な御意見をお寄せいただき、誠にありがとうございました。

いただいた御意見の内容及びそれに対する県の考え方につきましては、以下のとおりです。

番号	該当ページ	該当箇所・項目	御意見の内容	県の考え方
1	11	(2) ⑫交通事故相談所	損害賠償に関するだけでなく、事故原因など被害者や遺族が相談できる体制が必要である。このことが被害者支援の本質であるため。	交通事故被害者等からの相談に応じ、指導助言することを目的として、交通事故相談所を設置しております。 また、より専門的な内容については、交通事故被害者等の援護に関する業務を所掌する機関と連携を図る体制を構築しております。
2	13	(2) ①警察職員に対する犯罪被害者等支援に関する教養等	この内容は警察の本来の業務であり、あえて記載する必要はない。どうしても記載するならば被害者支援にかかわる職員とすべきである。 警察職員のみを記載していることは、警察職員のレベルが問われる。	警察は、事件・事故の発生当初から被害者の間近で犯罪被害者等支援に携わることが多いため、警察職員がその支援に関するスキルを習得することは重要と考えております。 なお、この内容については、国が定める「第4次犯罪被害者等基本計画」の施策を参考に記載したものです（Ⅴ「重点課題に係る具体的施策」-第2「精神的・身体的被害の回復・防止への取組」-3「保護、捜査、公判等の過程における配慮等（基本法第19条関係）」-「(1)職員等に対する研修の充実等」-イ)

番号	該当ページ	該当箇所・項目	御意見の内容	県の考え方
3	13	(2) ③犯罪被害者支援に携わる警察職員への心理的影響に対する配慮	<p>③犯罪被害者支援に携わる警察職員への心理的影響に対する配慮→削除</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・同様警察職員のみを記載すべきでない。警察職員はストレスに弱いのか。</li> <li>・警察職員から受ける言動や捜査水準等に対する被害者や遺族が受けるストレスの方がはるかに大きいのである。</li> <li>・警察職員への配慮を行う必要があるならば、この犯罪被害者の基本計画に記載することではなく、本来の警察職員への研修で行うべきである。警察職員の職務能力が疑われる。警察職員としての自己研鑽が乏しく、県民の安全が確保されない。</li> </ul>	<p>犯罪被害に関する犯罪被害者等のストレスはもちろんですが、一方で、犯罪被害者等支援に従事する警察職員も犯罪被害者等の感情の表出に直面することで、極めて強いストレスを受けることもあります。そのため、警察庁犯罪被害者支援基本計画（令和3年3月31日付け警察庁乙官発第9号他）において、「支援に携わる警察職員に対し、ストレスに関する教養を行うとともに、精神科医や臨床心理士等によるカウンセリングを受けさせるなど必要な措置を講ずる」こととされていることを踏まえ、掲載したものです。</p> <p>なお、捜査過程に伴う警察職員からの二次被害の防止については、本基本計画の「警察職員に対する犯罪被害者等支援に関する教養」（第4章「犯罪被害者等支援に向けた具体的施策」-第1「犯罪被害者等支援のための体制整備への取組」-2「犯罪被害者等の支援を担う人材の育成」）において、取り組んでまいります。</p>
4	20	(2) ③ストーカー及びDV、児童虐待等の事案への適切な対応	2行目の、被害者の安全確保→被害者及び家族や親族の安全確保に変更	<p>ストーカー事案や配偶者等からの暴力事案、児童虐待等については、被害者自身の安全確保を最優先とした対応を推進しているところではありますが、被害者本人のみならず、その家族や親族、知人等にも危害が及ぶこともあることを踏まえた内容を追記します。</p>
5	22	追加	<p>⑧捜査職員の資質の向上  事件・事故などでその捜査に従事する職員が、適正かつ確実に捜査して、犯罪被害者や遺族が納得する捜査結果が得られるように、捜査職員の資質を向上する。</p>	<p>事件・事故の捜査に当たっては、担当捜査員に対する研修等により捜査能力の向上を図り、客観的証拠に基づく適正捜査を推進するとともに、犯罪被害者等の人権、心情に配慮し、捜査の過程における犯罪被害者等の負担軽減を図っているところがあります。</p> <p>また、本基本計画の「警察職員に対する犯罪被害者等支援に関する教養」（第4章「犯罪被害者等支援に向けた具体的施策」-第1「犯罪被害者等支援のための体制整備への取組」-2「犯罪被害者等の支援を担う人材の育成」）の施策を通じて、職員の資質の向上を図ってまいります。</p>

番号	該当ページ	該当箇所・項目	御意見の内容	県の考え方
6	22	追加	<p>⑨弁護士の活用及び経済的な負担の軽減  加害者には国選弁護人が選任されるが、被害者や遺族は警察職員や検事からの説明で、なかなか理解されないこともある。このため、被害者や遺族が捜査や裁判の過程で弁護士にいつでも相談できる体制を創設する。選任は弁護士会に依頼し、費用は全額公費で負担し、被害者や遺族の時間や経済的な負担軽減に努める。</p>	<p>御指摘のように犯罪被害者等が弁護士に依頼するときは、その費用の負担が課題となっております。  現状、所得要件をはじめ様々な条件の下に、「民事法律扶助制度」（民事裁判等手続に関する法律相談、弁護士費用等の立替えを行う制度）、「刑事裁判に参加する被害者参加人のための国選弁護制度」（裁判所が国選被害者参加弁護士を選定し、国がその費用を負担する制度）などの制度が設けられています。  犯罪被害者等に対する弁護士費用の公費負担については、こうした既存の制度と棲み分けや財政上の課題もあるため、今後の参考とさせていただきます。</p>
7	—	追加	<p>犯罪被害者や遺族は、事件・事故後の出来事で二次被害を受けることが多い。この計画案でも二次被害の防止の内容は記載されているが、より二次被害の防止を図るために項目を追加する。</p> <p>基本計画の「第2 精神的・身体的被害の回復・防止への取組」に、「4. 二次被害の防止」を追加する。</p> <p>(1) 計画案の二次被害が記載されている内容を集約して追加する。</p>	<p>二次被害の防止については、御意見にあるように重要な取組であり、本基本計画の第4章「犯罪被害者等支援に向けた具体的施策」の第1「犯罪被害者等支援のための体制整備への取組」の中の「2 犯罪被害者等の支援を担う人材の育成」や、第2「精神的・身体的被害の回復・防止への取組」の中の「3 保護、捜査、公判等の過程における配慮等」等に掲げる施策を中心に取り組んでまいります。  なお、これらの施策は二次被害防止のみならず、関係職員の資質向上、研修の充実等という目的もあるため、現状の体系立ての中で整理したいと考えております。</p>
8	—	追加	<p>(2) 追加項目  ①マスコミへの状況提供の在り方  ・事件・事故の発表は、被害者や遺族の理解が得られる内容とする  ・死亡事故での遺族の同意や犯罪被害者の同意を得てから発表する。  ・死亡事故では遺族の氏名や住所・職業等は発表しない。  ・マスコミは犯罪被害者や遺族に配慮した対応を行う。</p>	<p>犯罪被害者等の報道に関しては、御意見にあるように犯罪被害者等のプライバシーの尊重は言うまでもありません。  その一方で、報道の公共性、公益性についても考慮する必要があるため、これらの内容を踏まえた施策を追記します。</p>

番号	該当ページ	該当箇所・項目	御意見の内容	県の考え方
9	—	追加	②事件・事故の資料の保存期間 ・死亡案件の捜査や関係書類は、その後に確認できるように永年保存すること。	事件・事故に関する資料の保存期間については、国家公安委員会規則（犯罪捜査規範）により、保管する必要がなくなったときは、還付すべきものを除き、確実に破棄することと定めております。
10	—	追加	③警察職員の資質の向上 ・事故捜査などは経験を重視することなく、法律解釈や判例なども確認し、資質の向上に努めることが、遺族に配慮することである。	事件・事故の捜査に当たっては、担当捜査員に対する研修等により捜査能力の向上を図り、客観的証拠に基づく適正捜査を推進するとともに、犯罪被害者等の人権、心情に配慮し、捜査の過程における犯罪被害者等の負担軽減を図っているところであります。 また、本基本計画の「警察職員に対する犯罪被害者等支援に関する教養」（第4章「犯罪被害者等支援に向けた具体的施策」-第1「犯罪被害者等支援のための体制整備への取組」-2「犯罪被害者等の支援を担う人材の育成」）の施策を通じて、職員の資質の向上を図ってまいります。
11	—	追加	④警察職員の体制の一本化 ・警察職員は階級が巡査から警視までは都道府県職員で、警視正以上は国家公務員であり、責任の所在は分かりにくいので、全て都道府県職員とする。警察は責任を取らないために、県組織の一本化に変更すべきである。	都道府県警察の警視正以上の警察官は、国の法律である警察法第56条第1項により、国家公務員とされております。
12	—	追加	⑤資料の作成 ・啓発のための資料作成で、死者の比較を行うべきでない。遺族の感情を考慮していない。  補足説明 ・自殺防止の啓発資料で、交通事故死と自殺者を比較したパンフレットを県が以前作成していたが、問い合わせたことで削除された。 ・現在も、交通事故死と転倒事故死との比較した資料が掲載されている。 ・なぜ、交通事故死との比較を行うのか不信感がある。	本基本計画においては、御意見にあるようなデータの掲載は想定していませんが、今後の啓発資料作成時の参考とさせていただきます。

番号	該当ページ	該当箇所・項目	御意見の内容	県の考え方
13	—	追加	<p>⑥警察職員の懲戒処分  事件・事故の捜査をする警察職員は、公務員として適正に捜査する義務を負う。しかし、誤った判断により検察庁へ送検した案件が、公判で異なった判決となった場合は、警察組織で関わった職員は懲戒処分すべきである。懲戒処分がされないと遺族や犯罪被害者は納得しない。また、警察職員は懲戒処分されることが認識されることにより、事故・事件の捜査を慎重に行うことが期待される。</p>	<p>警察職員に対する懲戒処分は、法令に基づいて適正に行っております。</p> <p>犯罪被害者等支援に関する警察職員の資質向上に関する御意見に関しましては、「警察職員に対する犯罪被害者等支援に関する教養」（第4章「犯罪被害者等支援に向けた具体的施策」-第1「犯罪被害者等支援のための体制整備への取組」-2「犯罪被害者等の支援を担う人材の育成」）の施策を通じて、警察職員の資質の向上を図ってまいります。</p>